

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

◇ 中小企業経営強化税制の改正

Q : 令和7年の税制改正では、中小企業経営強化税制が改正されたとか。どのようなになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

中小企業経営強化税制とは、青色申告書を提出する中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間内に新品の特定経営力向上設備等の取得又は製作もしくは建設をして、指定事業に供した場合に、指定事業の用に供した事業年度において、特別償却又は税額控除が認められるというものです。

令和7年の税制改正では、この適用期限が2年間延長され、対象となる企業が機械等を取得した場合の特別償却と同様の中小企業等となります。

また、対象となる資産に経営力向上計画に記載された特定機械装置等のうち一定規模のものを加える一方、特定機械装置等について、普通償却限度額との合計でその取得価額まで(建物及びその付属設備については、その取得価額の15%又は25%)の特別償却とその取得価額の7%(建物及びその付属設備については1%又は2%)の税額控除との選択適用ができるようになります。

なお、一定の中小企業者等が取得する設備(建物及びその付属設備を除く)の税額控除は10%となります。

